ID:　398

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育の実施の解除
例規名 根拠条項	芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例　第7条
例規番号	昭和39年条例第21号

【根拠条文】

（保育実施の解除）

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。

(1)　児童の保護者のいずれもが施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなつたとき。

(2)　入所している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。

(3)　児童の保護者が偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けていたことが判明したとき。

(4)　その他保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日